

記入例

別紙

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変】

【1】 収入の減少がコロナウイルス感染症の影響である場合✓を記入して下さい。収入の減少がコロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

【2】 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

【3】 この方が扶養する人数を(扶養控除等申告書等に記載の人数)を記載し、**【4】** 下表から、この人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、**【5】** この額を**⑦欄**に記入して下さい。
【6】 非課税相当額収入限度額(**⑦欄**)と年間収入見込額(**⑥欄**)を比較して、**⑥欄**のほうが低ければ支給対象(**2枚目は記載不要**)

【7】 記載例②の場合、非課税相当額収入限度額(**⑦欄**)と年間収入見込額(**⑥欄**)を比較して、**⑥欄**のほうが高いため、所得による申請(**2枚目を記入**)

<p>○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書」と一緒にご提出ください。</p> <p>① 下記にチェック(□)してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。</p>																																							
<p>② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。</p>																																							
<p>【2】 氏名 左欄の者が扶養する者の数 【3】 ①</p>		<p>令和3年度 住民税課税状況 ②</p>		<p>障害者控除等の適用 ③</p>		<p>任意の1か月で申し立てる場合、その年 月 ④</p>		<p>任意の1か月の収入⑤ 給与収入 事業収入又は 不動産収入 年金収入 【A】 【B】 【C】</p>																															
<p>キタアキタ タロウ 1 北秋田 太郎</p>		<p>課税 □非課税 □未申告</p>		<p>□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除</p>		<p>令和 3年 8月</p>		<p>収入合計額 A+B+C= 【D】 110,000 円 110,000 円 0 円 0 円</p>																															
<p>キタアキタ ハナコ 2 北秋田 花子</p>		<p>□課税 □非課税 □未申告</p>		<p>□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除</p>		<p>令和 3年 8月</p>		<p>収入合計額 A+B+C= 【D】 0 円 0 円 0 円 0 円</p>																															
<p>記載例①(収入で申請) 人</p>		<p>□課税 □非課税 □未申告</p>		<p>□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除</p>		<p>令和 3年 月</p>		<p>収入合計額 A+B+C= 【D】 140,000 円 140,000 円 0 円 0 円</p>																															
<p>キタアキタ タロウ 1 北秋田 太郎</p>		<p>0 人</p>		<p>□課税 □非課税 □未申告</p>		<p>□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除</p>		<p>令和 3年 10月</p>																															
<p>記載例②(所得で申請) 人</p>		<p>□課税 □非課税 □未申告</p>		<p>□障害者控除 □寡婦(夫)控除 □ひとり親控除</p>		<p>令和 年 月</p>		<p>収入合計額 A+B+C= 【D】 円 1,680,000 円 1,378,000 円</p>																															
<p>(記入上の注意)</p> <p>① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)</p> <p>② 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。</p> <p>③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。</p> <p>④ 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入してください。</p> <p>⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。</p>																																							
<table border="1"> <tr> <td>給与収入</td> <td colspan="9">※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。</td> </tr> <tr> <td>事業収入又は 不動産収入</td> <td colspan="9">※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。</td> </tr> <tr> <td>年金収入</td> <td colspan="9">※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。</td> </tr> </table>										給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。									事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。									年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。								
給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。																																						
事業収入又は 不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。																																						
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。																																						
<p>⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。</p> <p>⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。</p> <p>(早見表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養している親族の状況</th> <th>非課税相当収入限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単身又は扶養親族がない場合</td> <td>930,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合</td> <td>1,378,000円</td> </tr> <tr> <td>配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合</td> <td>1,683,999円</td> </tr> <tr> <td>配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合</td> <td>2,099,999円</td> </tr> <tr> <td>配偶者・扶養親族(4名)を扶養している場合</td> <td>2,499,999円</td> </tr> <tr> <td>障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合</td> <td>2,043,999円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*これを越える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用</p>										扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	単身又は扶養親族がない場合	930,000円	配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,378,000円	配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合	1,683,999円	配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合	2,099,999円	配偶者・扶養親族(4名)を扶養している場合	2,499,999円	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円																
扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額																																						
単身又は扶養親族がない場合	930,000円																																						
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,378,000円																																						
配偶者・扶養親族(2名)を扶養している場合	1,683,999円																																						
配偶者・扶養親族(3名)を扶養している場合	2,099,999円																																						
配偶者・扶養親族(4名)を扶養している場合	2,499,999円																																						
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円																																						

~ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ~

【一】収入により申請する場合は記入不要

【8】⑦欄の年間収入見込額を転記してください

【9】各欄に該当する控除額を記入して下さい

【10】下表の非課税限度額早見表から、扶養人數に応じて、該当する金額を記入してください。

【11】年間所得見込額を計算してください

年間所得見込額 =

収入額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金控除)

⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります。

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

(フリガナ)	【収入】 氏名	【控除】			【所得見込】 年間所得見込額	【非課税相当額】 非課税所得限度額
		給与所得控除額	事業収入等の経費	公的年金等控除		
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
1 【一】		円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円
3 記載例①(収入で申請する場合、本欄の記入は不要)	【8】	円	円	円	円	円
4 キタアキタ タロ 北秋田 太郎	1,680,000	860,000	820,000	828,000	【9】	【10】
5 記載例②(所得で申請)						

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ② Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
- ③ Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
- ④ Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

(65歳未満の方)	公的年金等収入分 → 控除額
: 60万円以下	→ 公的年金等収入分の全額
: 60万円超130万円以下	→ 60万円
: 130万円超410万円以下	→ 公的年金等収入分×0.25 + 17万5千円
: 410万円超770万円以下	→ 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
(65歳以上の方)	公的年金等収入分 → 控除額
: 110万円以下	→ 公的年金等収入分の全額
: 110万円超330万円以下	→ 110万円
: 330万円超410万円以下	→ 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
: 410万円超770万円以下	→ 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑮年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、⑪欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

*限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

*下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人數です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

*これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用